

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案
- (2) 許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件（昭和 51 年郵政省告示第 87 号）の一部を改正する告示案
- (3) 希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局（平成 13 年総務省告示第 479 号）の一部を改正する告示案
- (4) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成 16 年総務省告示第 859 号）の一部を改正する告示案

2 資料入手方法

意見公募対象については、次項の連絡先窓口において閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。提出意見は、日本語で記入してください。

なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出して頂くようお願いすることがありますので、その際は協力願います。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：eizoukeikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しておりますので、御送信の際は、「@」に変更してください。）

総務省 情報流通行政局 放送技術課 あて

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっておりますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5787

FAX番号：03-5253-5788

総務省 情報流通行政局 放送技術課 あて

【持参又は郵送の場合】

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館 11階

総務省 情報流通行政局放送技術課 あて

4 意見提出期限

平成22年7月1日（木）午後5時（必着）（ただし、郵送については、平成22年7月1日（木）付けの消印まで有効とします。）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省情報流通行政局放送技術課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業または業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
放送技術課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部改正案等に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。